

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令

(文部科学二〇)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(厚生労働九五)

(規則)

○人事院規則一四二一(株式会社所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)の一部を改正する人事院規則

(人事院一四二一一)

(告示)

○専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示(文部科学九七)

○専修学校設置基準第十二条第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件の一部を改正する件(同九八)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(厚生労働二〇六)

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同二〇七)

○生物学的製剤基準の一部を改正する件(同二〇八)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同二〇九)

(官庁報告)

官庁事項

人事院規則二一四(人事院の職員に対する権限の委任)第二項の規定に基づき、平成十二年人事院公示第二十九号の一部改正に関し、決定した件

産業

日本産業規格(経済産業省)

(公告)

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定関係裁判所

破産、免責、再生関係
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、公示送達、特定空家等に措置を行うべき旨の公告関係

会社その他
会社決算公告

省令

○文部科学省令第二十号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十八条及び第四百二十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十日

文部科学大臣 末松 信介

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令
(学校教育法施行規則の一部改正)

第一条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名 称、位置又は学則の変更の届出について、 第十一条の規定は専修学校の目的の変更の 認可の申請及び専修学校の学科の設置に係 る学則の変更の届出について、第六条、第 七条、第十四条、第十九条、第二十五条か ら第二十八条まで、第五十八条、第六十条 及び第六十六条から第六十八条までの規定 は専修学校について、第六十三條の二及 び第六十四条の規定は専門課程を置く専 修学校について、それぞれ準用する。この 場合において、第十九条中「公立又は私立 の大学及び高等専門学校に係るものにあつ ては文部科学大臣、大学及び高等専門学 校以外の市町村(市町村が単独で又は他の市 町村と共同して設立する公立大学法人を 含む。の設置する学校に係るものにあつて は都道府県の教育委員会、大学及び高等専 門学校以外の私立学校に係るものにあつて は都道府県知事」とあるのは「市町村(市 町村が単独で又は他の市町村と共同して設 立する公立大学法人を含む。の設置する専 修学校に係るものにあつては都道府県の教 育委員会、私立の専修学校に係るものにあ</p>	<p>第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名 称、位置又は学則の変更の届出について、 第十一条の規定は専修学校の目的の変更の 認可の申請及び専修学校の学科の設置に係 る学則の変更の届出について、第六条、第 七条、第十四条、第十九条、第二十五条か ら第二十八条まで、第五十八条、第六十条 及び第六十六条から第六十八条までの規定 は専修学校について、第六十四條の規定 は専門課程を置く専修学校について、それ ぞれ準用する。この場合において、第十九 条中「公立又は私立の大学及び高等専門学 校に係るものにあつては文部科学大臣、大 学及び高等専門学校以外の市町村(市町村 が単独で又は他の市町村と共同して設立す る公立大学法人を含む。の設置する学校に 係るものにあつては都道府県の教育委員 会、大学及び高等専門学校以外の私立学校 に係るものにあつては都道府県知事」とあ るのは「市町村(市町村が単独で又は他の 市町村と共同して設立する公立大学法人を 含む。の設置する専修学校に係るものにあ つては都道府県の教育委員会、私立の専修 学校に係るものにあつては都道府県知事」</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>2 第十一條 [略]</p> <p>(専修学校以外の教育施設等における学修)</p>	<p>2 第十一條 [同上]</p> <p>(専修学校以外の教育施設等における学修)</p>

ては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第六十三条の二中「授業科目」とあるのは「授業科目を履修し、又は当該授業科目」と、第六十四条第一項中「第五十五条」とあるのは「第六十三条第一項において準用する同法第五十五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第六十二条第五項第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学院設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無」とあるのは「専修学校設置基準第十九条の規定による授業時数の単位数への換算又は同法第二十二條の規定による単位の授与の有無」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第六十三條第一項において準用する同法第五十五条」と読み替えるものとする。

と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第六十四条第一項中「第五十五条」とあるのは「第六十三條第一項において準用する同法第五十五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第六十二条第五項第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学院設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第二十五条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制」とあるのは「実施体制」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第六十三條第一項において準用する同法第五十五条」と読み替えるものとする。

<p>4 第十五條 [略]</p> <p>(科目等履修生等)</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第五十五条に規定する特別の課程を履修させることができる。</p>	<p>4 第十五條 [同上]</p> <p>(科目等履修生)</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第五十五条に規定する特別の課程を履修させることができる。</p>
---	---

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4・5 [略]

(入学前の授業科目の履修等)

第十二條 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修(第十五条第一項及び第二項の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 [略]

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修(第十五条第一項及び第二項の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 [同上]

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4・5 [同上]

(入学前の授業科目の履修等)

第十二條 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修(第十五条の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 [同上]

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修(第十五条の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

〔授業時数の単位数への換算〕

第十八条 専修学校の高等課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の履修者(以下「科目等履修生」という。を含む。)の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条 専修学校の専門課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の履修者(以下「科目等履修生等」という。を含む。)の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容を履修した授業科目を単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

- 一・二 〔略〕
- 2 〔略〕

2 〔単位の特授〕

第二十二條 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒(科目等履修生等を含む。)に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等)
第二十六條 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会確保について配慮するよう努めるものとする。

〔授業時数の単位数への換算〕

第十八条 専修学校の高等課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条 専修学校の専門課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容を履修した授業科目を単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

- 一・二 〔同上〕
- 2 〔同上〕

2 〔単位の特授〕

第二十二條 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒(科目等履修生等を含む。)に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等)
第二十六條 単位制による学科を置く専修学校においては、第十五条の規定により専修学校の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、多様な教育の機会確保について配慮するよう努めるものとする。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(単位制による学科に係る読替え)
第二十八條 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と。

2 高等課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の高等課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

3 専門課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の専門課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

(単位制による学科に係る読替え)
第二十八條 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等)
第二十六條 単位制による学科を置く専修学校においては、第十五条の規定により専修学校の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、多様な教育の機会確保について配慮するよう努めるものとする。

「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとす」とあるのは「ものとす」とする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

(通信制の学科に係る読替え)

第三十八条 通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとす」とあるのは「ものとす」とする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

(教員の資格)

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 [略]

り与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

(通信制の学科に係る読替え)

第三十八条 通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

(教員の資格)

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 [同上]

二 学士の学位(学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第四号において同じ。)を有する者にあつては二年以上、短期大学の学位(学位規則第五条の五に規定する短期大学士(専門職)の学位を含む。次条第三号において同じ。)又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する業務に従事した者

三 一六 [略]

第四十二条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前条各号のいずれかに掲げる者

二 一五 [略]

第四十三条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前二条各号のいずれかに掲げる者

二 [略]

三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

二 学士の学位(学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第四号において同じ。)を有する者にあつては二年以上、短期大学の学位(学位規則第五条の五に規定する短期大学士(専門職)の学位を含む。)又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する業務に従事した者

三 一六 [同上]

第四十二条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前条各号の一に該当する者

二 一五 [同上]

第四十三条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前二条各号の一に該当する者

二 [同上]

三 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第一備考第二号口中「第十五条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。その他の生徒以外の者)を「科目等履修生等」に改め、別表第二の表備考第二号、別表第三備考第二号イ及び別表第四の表備考第二号イ中「科目等履修生その他の生徒以外の者」を「科目等履修生等」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十日

厚生労働大臣 後藤 茂之